

令和 8 年 4 月 1 2 日 執行

青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙  
における各種選挙公営

青森県選挙管理委員会

# 目 次

第 1	共通する手続等	1
1	届出等	1
2	支払方法等	2
第 2	個別の手続等	2
1	選挙運動用自動車の使用の公営	2
2	選挙運動用ビラの作成の公営	5
3	選挙運動用ポスターの作成の公営	6
参考	選挙公営の契約書に貼付する収入印紙について	10

## 凡 例

法 ----- 公職選挙法（昭和25年法律第100号）  
公営条例 ----- 青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年7月青森県条例第27号）  
県委員会 ----- 青森県選挙管理委員会  
（注）条文の表示は、例えば「第143条第1項第1号」は、「143①（1）」のように記載しています。

## 第1 共通する手続等

### 1 届出等

公費負担の適用を受けようとする候補者が県委員会にその旨の届出をするときには、次の点に留意してください。

#### (1) 有償契約であること

公費負担の適用は、有償契約である場合に限り、無償契約の場合は対象となりません。

#### (2) 契約書を作成すること

(1)の契約をしたときは、当該契約に関する書類（以下「契約書等」という。）を作成してください。契約書等は次の(3)で述べるとおり、公費負担に関する届出のときに添付書類としてその写しが必要となります。

(注) 添付する契約書等の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限りませんが、有償契約である以上、契約の内容において候補者の申込等の意思と当該契約の相手方である業者等（以下「業者等」という。）の承諾の意思及び契約の当事者、契約期間（借入期間、雇用期間）、契約数（燃料供給単価、印刷枚数）並びに契約金額等が明らかにされている書面の写しでなければなりません。「青森県議会議員選挙における各種選挙公営用紙」（以下「公営用紙」という。）の各種契約書例を参考としてください。

#### (3) 県委員会に届け出ること

業者等と有償契約を締結したときは、直ちに、その旨を定められた様式により文書で県委員会に提出してください。この場合、(2)で述べた契約書等の写し及び後述する確認申請書を添付してください。

なお、同種の契約であっても異なる業者等と契約した場合は、異なる業者等別に届出をすることが必要です。

(注) 届出は、立候補届出前に契約したときは立候補届出後直ちに、立候補届出後に契約したときは契約締結後直ちに行ってください。

#### (4) 契約をする業者等に制限があること

公費負担の対象となる業者等には制限がありますので、後述する「第2 個別の手続等」を参照の上、業者等の選定をしてください。

#### (5) 届出書等の様式が定まっていること

候補者が県委員会及び業者等に提出する各種書類並びに業者等が県に提出する支払の請求書等は、すべて様式が定められています。後述する「第2 個別の手続等」の説明に従って、できるだけ県委員会が作成交付した用紙を使用してください。

## 2 支払方法等

支払方法等については、次のことに留意してください。

### (1) 供託物が没収となったときは対象から除かれること

公費負担の適用を受ける手続等をしていても選挙の結果、法第93条の規定によって候補者に係る供託物が没収されることとなったときは対象から除かれます。

### (2) 業者等に直接支払われること

県からの支払いは、業者等の請求に基づき直接業者等に対して行います。

また、支払いの時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日以後となっていますので契約のときにこの旨業者等に説明してください。

### (3) 公費負担は一定の限度額以内であること

公費で負担する額は、それぞれについて一定の限度額が定められています。したがって、契約の合計額が限度額を超えたときはその超えた額については候補者の負担となります。(※公費負担は、税金が原資であるという趣旨を十分理解し、市場価格等を考慮した適切な契約額で締結する必要があります。)

なお、それぞれの限度額は次の「第2 個別の手続等」の各項で説明します。

## 第2 個別の手続等

### 1 選挙運動用自動車の使用の公営

法141①の規定による選挙運動用自動車の使用に関する公費負担の適用は、契約の種類によって次のとおり区分して定められています。(法141⑧、公営条例2～5)

#### (1) 一般運送契約の場合

一般運送契約とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として国土交通大臣(運輸大臣)から許可を受けている業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)と契約する場合で、選挙運動用自動車、これに供給する燃料及び運転手を一括して契約する方法です。一般的にはタクシー又はハイヤーの借上げの契約がこれに該当し、この場合の公費負担の方法は次のとおり定められています。

##### ア 業者等の制限

契約する業者等は、一般乗用旅客自動車運送事業者に限られます。

##### イ 届出等の手続

(ア) この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類には、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(公営用紙の様式(以下「様式」という。))

1) 及び契約書等の写しが必要です。

(イ) 公費負担の対象となる台数は1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、候補者はいずれか1台を指

定してください。

- (ウ) 県委員会に(ア)の届出をしたときは、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を契約した一般乗用旅客自動車運送事業者に提出してください。

#### **ウ 公費負担限度額及び支払請求**

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額(その金額が64,500円を超える場合には64,500円が当該日の限度額)の合計金額です。
- (イ) 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が県に支払請求するときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式3)に、前記イの(ウ)により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を添付の上、行うこととなります。

### **(2) 選挙運動用自動車の借入れ契約の場合**

前記(1)と異なり選挙運動用自動車のみ借り入れる契約をした場合に、その借用料を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

#### **ア 業者等の制限**

この契約の場合の相手方は、当該契約業務を業としない者であっても差し支えありません。したがって、自家用自動車を国土交通大臣(運輸大臣)の認可を受けて貸しているいわゆるレンタカー業者と契約することもできますし、自家用車を所有している知人等とその車を借り入れる契約をすることもできます。

しかし、当該契約業務を業としない知人等と契約した場合においては、その知人等が当該候補者と生計を一にする親族であるときは、公費負担の適用の対象とされません。

#### **イ 届出等の手続**

- (ア) この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類としては「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式1)及び契約書等の写しが必要です。
- (イ) 公費負担の対象となる台数は、1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、候補者はいずれか1台を指定してください。
- (ウ) 県委員会に(ア)の届出をしたときは、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を契約した業者等に提出してください。

#### **ウ 公費負担限度額及び支払請求**

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額(その金額が16,100円を超える場合には16,100円が当該日の限度額)の合計金額です。
- (イ) 当該業者等が県に支払請求するときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式3)に前記イの(ウ)により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を添付の上、行うこととなります。

### (3) 選挙運動用自動車に使用する燃料の供給契約の場合

選挙運動用自動車の走行に必要な燃料の供給契約をした場合に、その燃料代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

#### ア 業者等の制限

前記(2)のアと同様です。

#### イ 届出等の手続

- (ア) この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式1)及び契約書等の写しが必要です。  
なお、前記の「第1 共通する手続等」の「1 届出等」の(3)でも説明しましたが、例えば毎日異なる燃料供給業者等と供給契約をした場合は、その都度届出等の手続をすることが必要です。
- (イ) 県委員会に(ア)の届出をした後、その業者等から燃料の供給を受けた場合はさらに、「自動車燃料代確認申請書」(様式4)を県委員会に提出し、供給を受けた当該燃料代が次項のウで説明する公費負担の限度額内である旨の「自動車燃料代確認書」(様式5)の交付を受けてください。
- (ウ) 県委員会から前記「自動車燃料代確認書」(様式5)の交付を受けたときは、契約した業者等にこの確認書及び「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式6)に加え、給油伝票の写しを添えて提出してください。

#### ウ 公費負担限度額及び支払請求

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、7,700円に、当該候補者の立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、かつ実際に給油し、イの(イ)により県委員会を確認した金額です。
- (イ) 当該業者等が県に支払請求をするときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式3)に前述イの(ウ)により候補者から提出を受けた「自動車燃料代確認書」(様式5)、「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式6)及び給油伝票の写しを添付の上、行うこととなります。

### (4) 選挙運動用自動車に使用する運転手雇用契約の場合

選挙運動用自動車の運転のための運転手雇用契約をしたときに、その雇用代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

#### ア 業者等の制限

前記(2)のアと同様です。

#### イ 届出等の手続

- (ア) この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式1)及び契約書等の写しが必要です。
- (イ) 公費負担の対象となる人数は、1日につき1人です。したがって、同一の日において2人以上の運転手と雇用契約をしたときは、候補者はいずれか1人を指定してください。
- (ウ) 県委員会に(ア)の届出をしたときは、契約した運転手等に「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(様式7)を提出してください。

#### ウ 公費負担限度額及び支払請求

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車の運転手

として、運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（その報酬の額が12,500円を超える場合には12,500円が当該日の限度額）の合計金額です。

(イ) 当該運転手が県に支払請求するときは、「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（様式3）に前述イの（ウ）により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」（様式7）を添付の上、行うこととなります。

#### （５）（１）の契約と共に（２）、（３）、（４）の契約をした場合

同一の日に（１）の一般運送契約を締結すると共に（２）の自動車の借入れ又は（３）の燃料の供給若しくは（４）の運転手の雇用の契約をも締結した場合（例えばハイヤーとレンタカーを同一の日に使用する場合）には、候補者が指定するいずれか一の契約が公費負担の対象となります。

## **2 選挙運動用ビラの作成の公営**

法142①に規定する候補者が選挙運動のために頒布できるビラの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。（法142⑪、公営条例6～8）

### （１）業者等の制限

契約する業者等は、ビラの作成を業とする業者に限られます。

### （２）届出等の手続

ア この契約をした候補者が県委員会に提出する書類としては、「ビラ作成契約届出書」（様式8）及び契約書等の写しが必要です。

イ 県委員会にアの届出をした後、その業者から作成したビラの納品を受けた場合は、さらに「ビラ作成枚数確認申請書」（様式9）を県委員会に提出し、作成したビラの枚数が法定枚数（公職の候補者一人につき、16,000枚）の範囲内である旨の「ビラ作成枚数確認書」（様式10）の交付を受けてください。

ウ 県委員会から前記「ビラ作成枚数確認書」（様式10）の交付を受けたときは、契約した業者にこの確認書及び「ビラ作成証明書」（様式11）を併せて提出してください。

### （３）公費負担限度額及び支払請求

ア ビラ作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価に作成枚数（確認枚数）を乗じた金額ですが、作成単価は8円38銭です。

単価8.38円×確認された作成枚数（上限：16,000枚）＝限度額

（注）「ビラの作成枚数」とは、当該候補者に係るビラの作成総枚数ではなく、個々の契約ごとに前記（２）のイによって県委員会から確認を受けたそれぞれ

れの枚数であり、したがって作成単価は当該契約ごとに個々の確認枚数を根拠として算出されます。

- イ 当該業者が県に支払請求をするときは、「請求書（ビラの作成）」（様式12）に、前記（2）のウにより候補者から提出を受けた「ビラ作成枚数確認書」（様式10）及び「ビラ作成証明書」（様式11）を添付の上、行うこととなります。

### **3 選挙運動用ポスターの作成の公営**

法143①（5）の規定による選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。（法143⑯、公営条例10～12）

#### **（1）業者等の制限**

契約する業者等は、ポスターの作成を業とする業者等に限られます。

#### **（2）届出等の手続**

- ア この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類としては、「ポスター作成契約届出書」（様式13）及び契約書等の写しが必要です。
- イ 県委員会にアの届出をした後、その業者から作成したポスターの納品を受けた場合は、さらに「ポスター作成枚数確認申請書」（様式14）を県委員会に提出し、作成したポスターの枚数が、公費負担の限度枚数（ポスター掲示場数×2）の範囲内である旨の「ポスター作成枚数確認書」（様式15）の交付を受けてください。
- ウ 県委員会から前記「ポスター作成枚数確認書」（様式15）の交付を受けたときは、契約した業者にこの確認書及び「ポスター作成証明書」（様式16）を併せて提出してください。

#### **（3）公費負担の限度額及び支払請求**

ア ポスター作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（限度額あり）に作成枚数（確認枚数）を乗じた金額で、次のとおり算出されます。

$$\bullet \text{ 単価の限度額} = \frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times 120 \text{（ポスター掲示場数）}}{120 \text{（ポスター掲示場数）}}$$

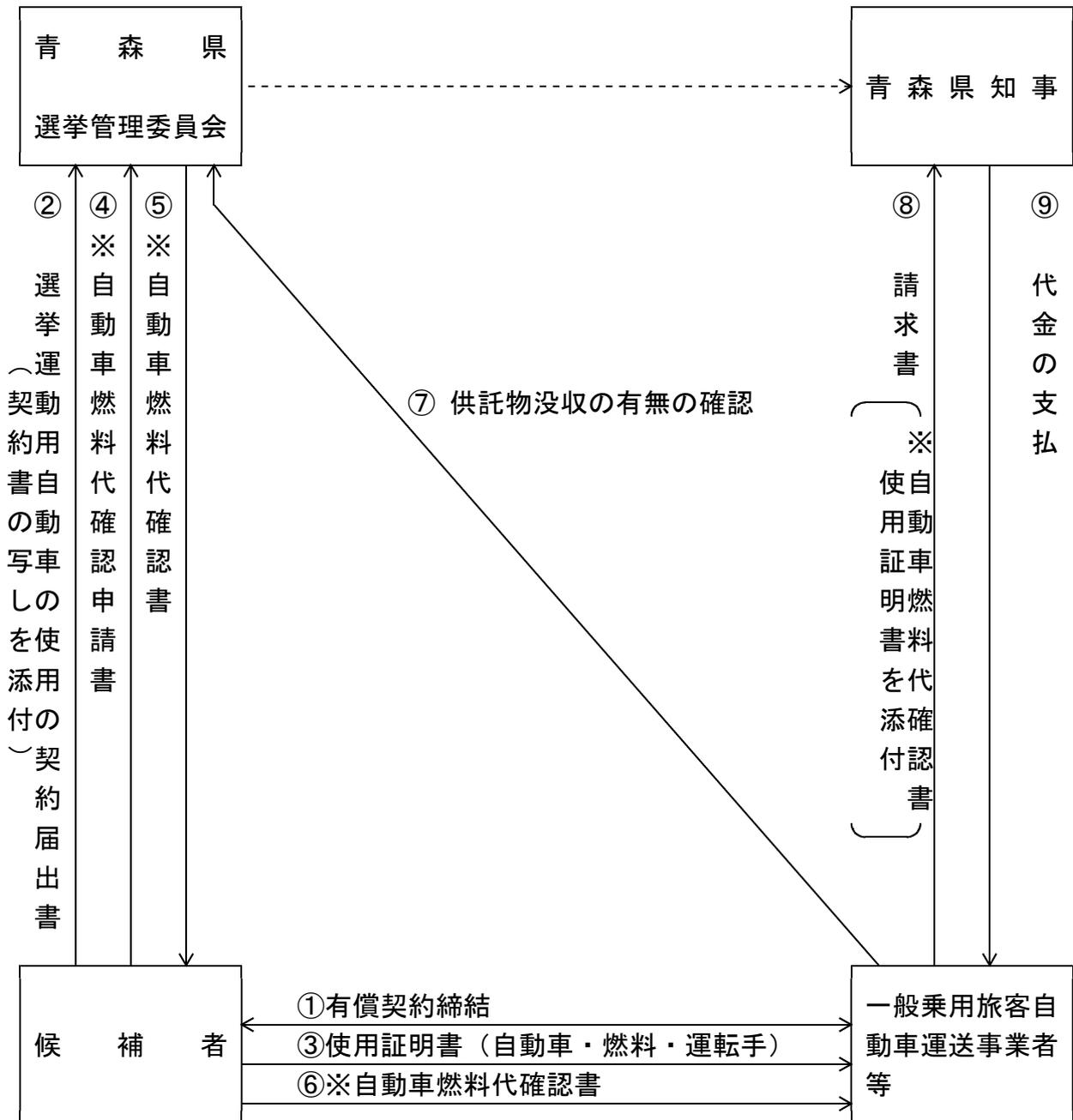
⇒3,223円（単価の限度額：1円未満の端数切上げ）

$$\bullet \text{ 限度額} = 3,223\text{円} \times \text{確認された作成枚数}$$

- イ 当該業者が県に支払請求をするときには、「請求書（ポスターの作成）」（様式17）に、前記（2）のウにより候補者から提出を受けた「ポスター作成枚数確認書」（様式15）及び「ポスター作成証明書」（様式16）を添付の上、行うこととなります。

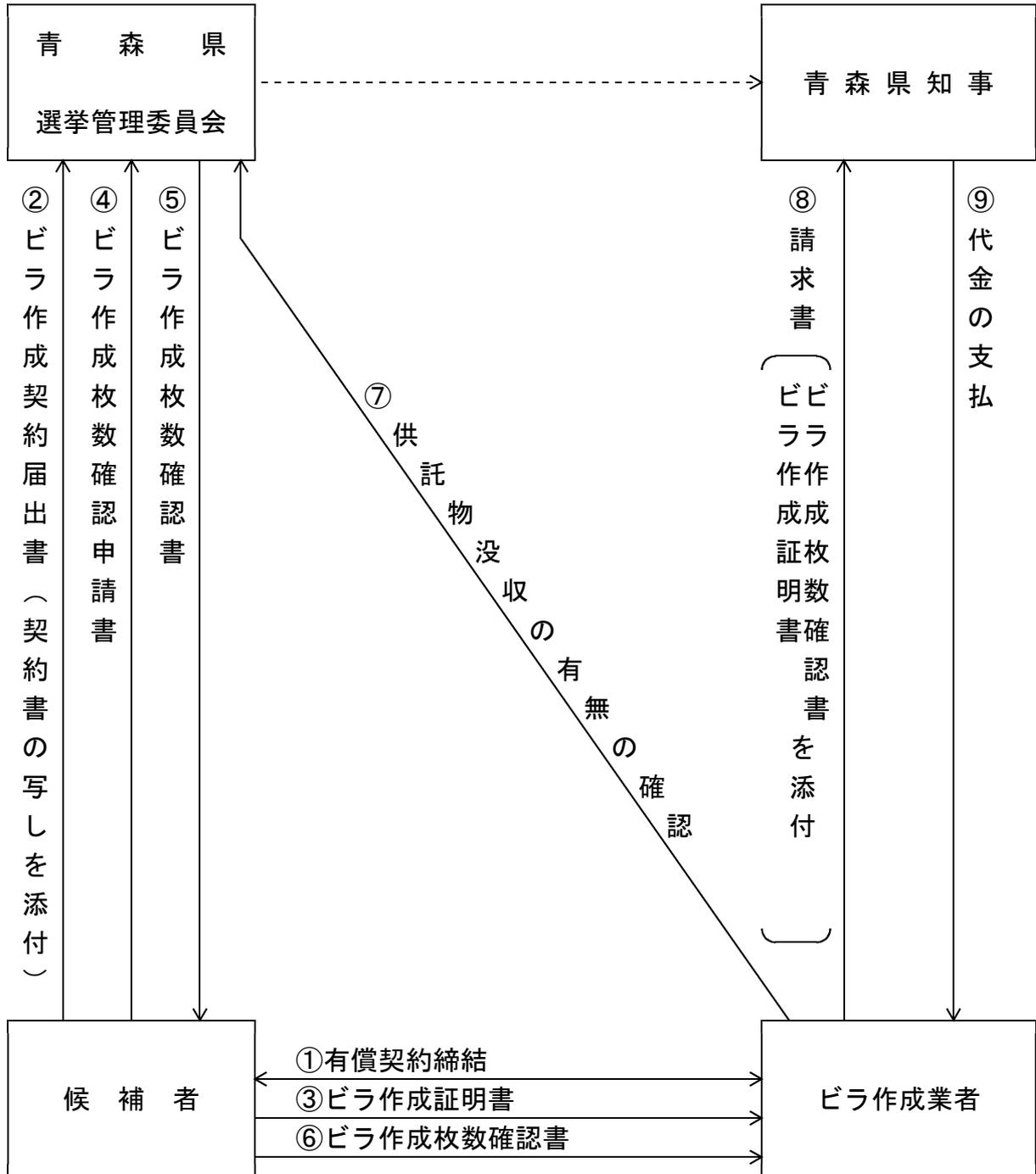
参考 選挙公営手続の流れ

1 選挙運動用自動車の使用の公営



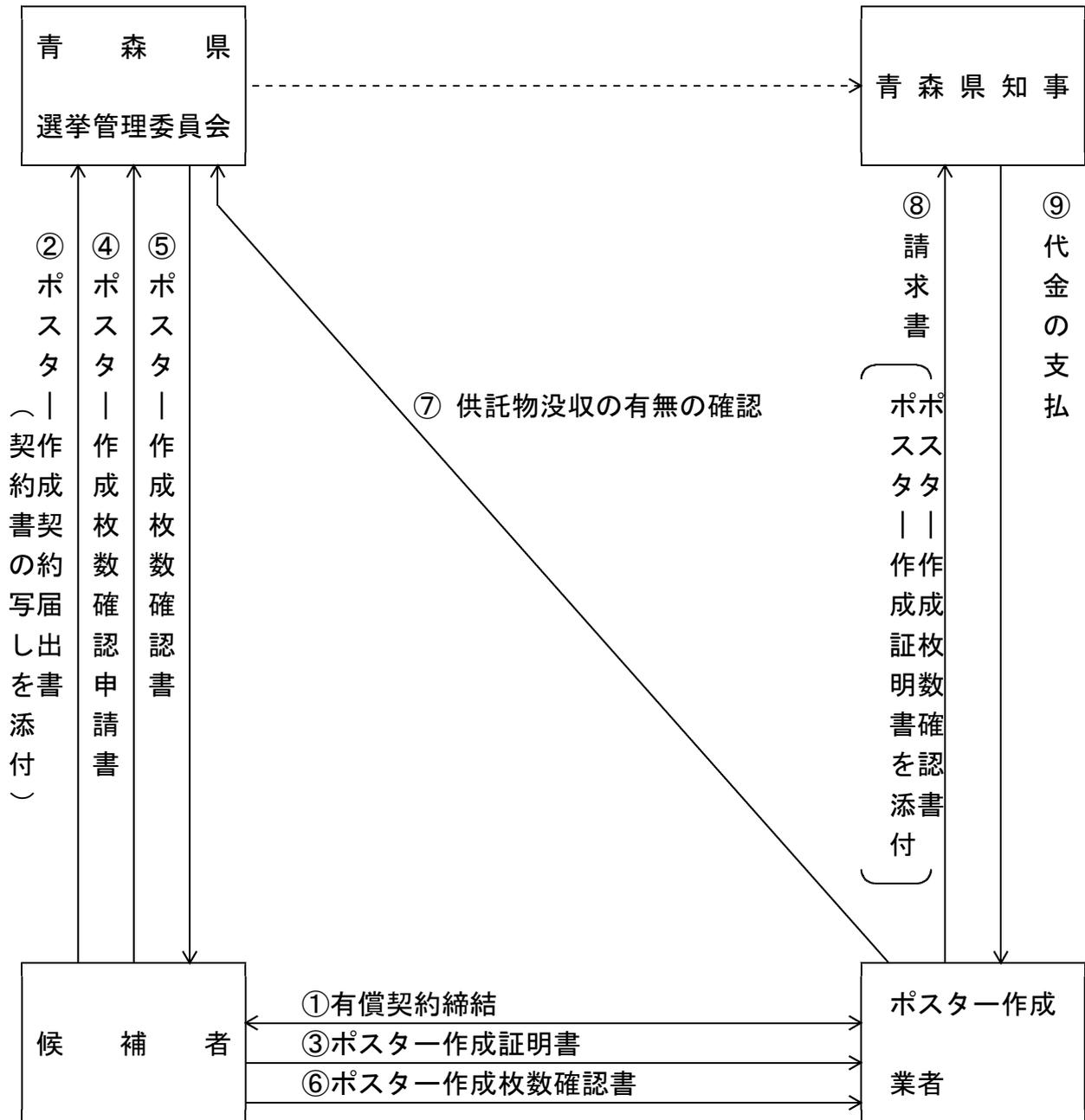
- (注) 1 燃料供給業者との有償契約によって燃料を使用する場合にのみ、※印の手続が必要となります。
- 2 自動車、燃料及び運転手の使用証明書を一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出するのは、契約履行後でも差し支えありません。
- 3 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「選挙運動用自動車の使用契約届出書」の様式に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

## 2 選挙運動用ビラの作成の公営



- (注) 1 ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出するのは、契約履行後でも差し支えありません。
- 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「ビラ作成契約届出書」の様式に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

### 3 選挙運動用ポスターの作成の公営



- (注) 1 ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出するのは、契約履行後でも差し支えありません。
- 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「ポスター作成契約届出書」の様式に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

## 選挙公営の契約書に貼付する収入印紙について

- 1 課税文書（印紙税額は、最寄りの税務署において確認して下さるようお願いいたします。）
  - ・ 運送契約書（別紙 1）
  - ・ 自動車運転契約書（別紙 4）
  - ※ 印紙税法基本通達の第 1 号の 4 文書「運送に関する契約書」に該当するため。
  
  - ・ 選挙運動用ビラ作成契約書（別紙 5）
  - ・ 選挙運動用ポスター作成契約書（別紙 6）
  - ※ 印紙税法別表第 1 の 2 「請負に関する契約書」に該当するため。
  
- 2 不課税文書
  - ・ 車両賃貸借契約書（別紙 2）
  - ※ 印紙税法別表第 1 に該当するものがないため。
  
  - ・ 選挙運動用自動車燃料供給契約書（別紙 3）
  - ※ 印紙税法基本通達の第 7 号文書に該当するが、契約期間が短く、除外規定に該当するため。